

令和6年第12回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年12月5日(木) 14時56分から15時50分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番 原 心一			
会長職務代理	3番 小松 和啓	2番 山崎 彰		
委員	1番 山内 茂	4番 藤原 新市	5番 堤 昭雄	
	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重	8番 西村 広幸	
	9番 三木 克司	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久	
	12番 西岡 久	13番 森田 良彦	15番 五百蔵 純太	
	16番 門脇 義人	17番 岡田 修一	18番 宗石 大輔	

4. 欠席委員 (1名)

14番 上島 陽子

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
第3号	非農地証明願いについて
第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号	使用貸借終了農地返還通知報告について
第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生
農地班長	恒石 政志

7. 会議の概要

事務局	開会(14時56分) それでは、ただ今から令和6年第12回の農業委員会総会を開催致します。
議長	香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。
議長	はい、皆さんこんにちは。冬が来たようでだいぶこう寒くなってですね、皆さん方も体調に苦勞しゅうかもわかりませんが、病気にならんように風邪などひかないようによろしくお願ひしたいと思います。今日忘年会ということで予定にしていますが、私も前回の会に行ったか忘れちゃったけど、皆さん方、3年の任期の来年の3月で一応終わりなんですよ。こういう飲み会っ

ていうか、こういう懇親会もこれが最後になろうかというふうに思いましたので、前回の会でですね、是非とも全員出席をしていただくようお願いをしちよつたら良かったんですけど、そこのところは徹底をされずにね、出席者も若干少ないような感じでありますけれども、3年間の皆さんと共に農業委員としてやってきた一つの区切りが来年の3月で終わるということに、また今日はですね、再度皆さん方にまた委員を務めていただいて、また推進委員の皆さん方にもまた引き続いてやってもらいたいというふうなこともあってですね、応募をされる方に対しての書類も準備をしますし、あとで説明させていただきたいと思います。まあ、あのう農業を取り巻く情勢というのは皆さん方も日に日に耕作放棄地が増えたり、そして土地を作ってもらいたい人を探してもなかなかそういう人がいないというふうなことでご苦労もあるろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。またそれぞれ地区でですね、地区の農地に対する座談会等が進んでおります。農林課の甲藤君、そして女性の方がですね、それぞれ地区に行つてですね、説明会をしておりますが、地図から切り出してそして色分けをしてご苦労された後のそうした地図も皆さん方も是非とも見ていただいてですね、将来のことを考えていただきたいというふうに思つてます。また色を見ますと

60, 70, 80代の方が作られゆう農地がですね、ほとんどになつてきてですね、若い人が作られゆう農地が少なくなつてきますし、またこれから先この土地を誰が作つていくかという事は決まつておる土地はですね、比較的色彩がついてますが、真っ白い色がついてない土地についてはまだ不明というふうなことでこれから先の農地を守っていくためには大変なご苦労があろうかなあというふうに思つてます。是非ともまた会に参加をしていただいてですね、自分の土地の地域の実状を見て頂きたいというふうに思つてますので、よろしくお願ひをします。

それから本日、本年の最後の会になりますが、令和6年12回の農業委員会の定例会を開催いたしますのでどうかよろしくお願ひを致します。

それでは議案書に沿ひまして進めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

本日の議事録の署名人を指名させていただきます。西岡委員と五百蔵委員にお願ひしますのでよろしくお願ひします。なお委員でですね、欠席届けが出ておりますのが上島委員1人ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてですが、事務局より説明をお願ひします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです、案件は11件となつており、事前にお配りしている調査書のとおりで、農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。ご審議の程をよろしくお願ひいたします。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町佐古藪の農地3筆で合計面積1,062㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町須江の農地1筆で面積780㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町上改田の農地1筆で面積1,496㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町上改田の農地1筆で、面積は1,103㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町上改田の農地2筆で、合計面積は362.92㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田の農地4筆で、合計面積は7,126㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。

		7番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町植の農地1筆で、面積は607㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は7です。 8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町林田の農地1筆で、面積は547㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は8です。 9番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町葦生野の農地2筆で、面積は480㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は9です。 10番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町猪野々の農地1筆で、面積は442㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は10です。 11番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相の農地9筆で、面積は1,273.61㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は11です。 以上です。
議	長	以上、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請の説明が終わりましたので、ただ今より、皆さん方より質疑を行いたいと思います。質問がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。
委	員	資料5の写真資料です。これ溝じゃないが、道路の脇と塀の間があるけど。
議	長	写真の何。
委員 (17番)		5、5-3、資料5-3、畑ちゃあ畑かしれんけど、現実には溝、水路じゃないか。と思うだけです。はい。 もう水路にした方がましじゃないろうか
議	長	けど、それならんろうがや。
委員 (17番)		ならんがな。
議	長	それは、ほんでするやったら水路にして4条か5条か何かにせなあいかん。
事務局		農業用の水路やったら転用はいらん。
議	長	上改田やったら誰、三木さんか、わからんろう。
委員 (9番)		現状ね、今言うたように水路みたいな。
事務局		ただ農業用の施設やき、もう農地という扱いで譲渡ということになるんでしょうね。本来はちょっとどうなるかっていうのはあるんですけど。
議	長	本人がこれをよね、水路専用に使いたいに使いたいとなると、また本人が申請をして水路なら水路にするということでご了解いただきたい。
委員 (17番)		ちょっと疑問に思っただけです。
事務局		いや、でも疑問に思うはずですよ。
議	長	これ耕作はできんわな。
事務局		耕作できん。

議 長 他に何かありませんか。
私の気づいたところではですね、最近では贈与というか遺贈というかタダでも買うてもらわないかんじゃない、買うじゃない、もろうてもらおうと、もう作る人がおらんというのがボツボツ出てきたなあと、私がまだ委員をする最初のうちは全然なかったです。タダでやるとか贈与とか、遺贈やゆうそんなん、まずなかったですけども、まあ農地が非常に安くなってきたというふうなことでこういうことも現れてきたかなあとと思いますし、今日の案件でもですね、明治地区の構造改善をした土地ですけれども、10a が 25 万円とかいうふうな金額が出てきました。そんなことで農地があまり価値が無くなってきてですね、作っても儲けにならん、売っても儲けにならんけれども、持ちちょつてももうようせんとかいうふうなことでこういう価格が出てくるってうことになってきたと思いますが、まあこれも致し方ない時代の流れかなあとというふうな思いもしております。皆さん方、他に何かご質問があれば受けたいと思いますが。格段ありませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようでしたら、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

———異 議 な し ———

議 長 それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議 長 はい、有難うございました。全員賛成です。
続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号 農地法第 5 条による許可申請について説明致します。
1 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町植字フカサコナロ 666 番、地目は田、面積は 522 m²、外 12 筆、計 13 筆で合計面積 7,305.61 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電施設用地、転用事業は議案書のとおり。資料は 12、農地区分はその他 2 種農地、調査員は宮地推進委員です。
申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であつて甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他 2 種農地になります。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたが、調査員の宮地推進委員より補足説明をお願いしたいと思います。

推 進 委 員
(4 番) はい、宮地です。よろしく申し上げます。現場は土佐山田ゴルフクラブの西の端にあります。現地は昔、芝の養成所に使ってた。それで現地南側は靈園で東側は耕作放棄地、北側も耕作放棄地です。唯一写真資料の西側にあります 1504 番これが田んぼで耕作されておりまして、許可も費っております。以上問題無いと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可申請についての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありま

せんか。

私もここ1回何かの用事で通ったことがあります、比較的平らになった広いところで芝を養生してこの芝をゴルフ場の中で芝が傷んだりした時に移植をするとかいうふうなことで、結構広い面積で芝を作ったことを覚えております。そういうことで周辺は比較的農地が少なく、さっき言ったように、1筆水田があるというふうに聞いてますが、太陽光たぶん、余り背も高くしないと思います。環境の関係もあってね。あまり農地に対しての被害も少ないというようのでその人から同意書も貰っているということであれば、問題は無いかなあというふうに思いました。何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようでしたら、採決に入りますが、ご異議ございませんかね。

———異 議 な し ———

議 長 はい、それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町加茂字ヤカタ353番、地目は畑、面積は433㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は門脇委員で資料は13です。

2番、申請地は土佐山田町山田字久保屋敷1849番21、地目は畑、面積は163㎡、利用状況は宅地、公衆用道路、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は西村委員で資料は14です。

3番、申請地は土佐山田町楠目字サウヂ864番4、地目は畑、面積は93㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は堤委員で資料は15です。

4番、申請地は土佐山田町字カラ堀曲リ346番13、地目は田、面積は7.50㎡、利用状況は用悪水路、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は永森推進委員で資料は16です。

5番、申請地は香北町小川字宮前335番2、地目は畑、面積は123㎡、利用状況は雑種地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は宗石委員で資料は17です。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは続きまして調査員の門脇委員から順次説明をお願いしたいと思います。

委員(16番) すいませ、資料13をご覧ください。現場は町田橋を南に渡って農業振興センターへ1.8キロ程行った、右手の上段にある加茂集落になります。そこに写真ですが、倉庫になってますけれども、お父さんが亡くなってお母さんが一人暮らしになったので、お母さんを引き取りたいということで、家が空き家になるということでそれで倉庫とか色々調べよったら倉庫のところが農地のままであったということで非農地化したいということです。倉庫にかかっ

ている隣接地も倉庫や空き地になってますので、確認したところ別に問題は無いと思います。なお本人に聞いたところですが、その倉庫もかなり古くなっているのでのちのち台風とかきたら壊れそうな感じなので解体をしたいなあということなんです。以上です。

議長 続きまして西村委員、お願いしたいと思います。

委員（8番） 資料の14を見て下さい。14-1の写真の上の地図のところは山田の楠目病院のところを南へずっと下りてきた、坂を下りてきたところに上井があります。その橋の南のお家です。申請人は[]という人ですけど、こっちへ研修生で来ちよった人が[]さんの奥さんになって、[]さんの旦那さんは亡くなりまして、この小屋何かは前から旦那さんがやらんといかんなどというところで亡くなったもので、奥さんが急にやるようになりまして、14-2の車が停まっちゃうところはやっこねぎの作業場でそれと右側がやっこねぎを洗いゆうところなんです。それと②の階段のところはこの右の橋を架け換えた時に階段何かをやったものでだいぶ年度は過ぎてます。これへ倉庫の方は平成7年とかやってますけど、もっと前やなかったかな、忘れたけど。もうだいぶ以前前です。それと14-3の③、④はこの道路からちよっと奥へ入ったところの家の西側に倉庫を建ててます。これもだいぶ古いです。やっこやりだしてちよっとの時にもう建てたもんですから。もう何十年もということは無いですけど、15年は以上は建ってますので。それと知なんかも周りは宅地、家が建ってます。北も川です。南も一部傍土っていう書いてあるところの南は前に何年か前に非農地をしましたので、問題はないと思います。以上です。

議長 はい、有難うございました。続きまして堤委員お願いします。

委員（5番） 資料の15をお願いします。場所は市民グラウンドの南、あけぼの街道を挟んだ反対側になります。[]っていうデイサービスの建物がありますが、その西隣になります。ここにも書いてありますようにあけぼの街道が出来た時に立ち退きになって、その時に代替え地としてここへ建てたということでもう平成17年のことですので15年以上経ってますんで問題無いと思います。ここも市街化区域ですので問題無いと思います。以上です。

議長 はい、有難うございました。続きまして永森推進委員さんお願いします。

推進委員（1番） 資料の16の地図を、資料の本資料の方に説明が書いてありますが、非常に狭い水路だけのものを農地になっているのでこれを除けたいと水路にして農地から外したいと、狭い、余りにも狭いので登記代から高いんじゃないだろうかと思うてほんまにやる気ですかと、売りますかと来たら別に売る気も無いと所有者がもし死んだ時のために息子に相続する時にかっちりしちよきたいとまあこういう理由だそうなんです。特に人の土地でもないし、利用も自分だけの利用の水路ですので、そういう理由ですので、現状も田では無いということで水路で登記するという事です。以上です。

議長 はい、有難うございました。すいません、続きまして宗石委員お願いしたいと思います。

委員（18番） 資料の17をお願いします。場所は香北町小川、西川へ入って行く道を200m位は行ったところで資料の17-2を見ていただいたら三角の土地になりますけど、雑種地となっておりますけど、主に駐車場として使っていたということでこの土地が335-2で見ると四角になっているんですけど、前の三角のところだけ非農地化したいということで、後ろは一応放棄地ではあるけど、後に耕作はした

いというふうに聞いてます。長いこと駐車場になっているので問題無いかと思
います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それで補足説明終わりましたので、議案第3号
の、非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、皆さん方何かご
質問はありませんかね。格段ありませんか

— 質 疑 な し —

議 長 すいません、私、写真の資料14の2のページの下段にですね、先程説明が
ありましたが、1849-23, 24, 25、普通ここが私有地になっちゅうってのは私も
ちょっとまあ、昔の経緯ではわかりませんが、全部これ、これから左の草が生
えちゅうところなんかは法面であって上井川の堤防やと思うんですけど、ここ
が私有地になっちゅうっていうのは、ちょっとまあ、どうか、私には理解
が出来んところがあるがですけど。

委員(8番) 階段。

議 長 階段。

委員(8番) 階段は橋やった時につけたわ。その■■■さんに聞くとそう言うと思うけん
ど。

議 長 ■■■さんに許可を貰うちよって■■■さんの土地よね、私有地よね。

委員(8番) そう。

議 長 そこのところが、普通はこの面全部、ほら。昔はやっぱり国よね、今は市町
村になっちゅうけど。

委員(8番) いや、あのうこの川から1mは山田園の権利であとの法面は■■■さんの持ち
物。

議 長 そういう理屈が通るが。

委員(8番) それからずっとどっこもそうになっちゅう。

事 務 局 あの牛洗ってたりね、馬を洗いにいくところ。

委員(8番) 1mは山田園の管理とみた、1mは管理あるけんどあとのもう法面とか土上
げたところとか。

事 務 局 ポツポツありますわ、この線上に。

委員(8番) この辺はずっと、この川下もあるし。

議 長 私もほら上井川の堤防にひつついちゅうがやお、川側やないろう。それはす
べては昔から財務省が管理しゅうということやったきよ、今でも思うちゅうけ
んど、自分くの田の方はどうならあ、逆の方は。

委員(8番) いや、この■■■さん所の下のはそうやけんども、上もずっと壁から1mは山
田園の所有みたいになって、あとは各個人が所有して耕作したり、法面は法面

		で。
議	長	いや、わかるけんどよ、言いゆうことわかるけんど、こう、法が堤防がこう、こっちが川で、こっちが川で、こっち側は民地やんか、それは民地の方はどうなるがっていうのよ、これが全部民地になっちゅう
委員（８番）		なっちゅう、なっちゅう。全部。
議	長	そんなのあるか。おれんくの方らあ、民地に地番がついちゃあせんもん。
委員（８番）		うちらあのところは全部付いちゅうよ。
議	長	おれんくは付いてない。
事務局		前牛を洗うたりするような道をね、かいでいっちゅうのはあったけど。
委員（８番）		全部土あげしたところ、この中井川の土あげをしたところのこんもりなっちゅう堤防みたいになっちゅうところは全部今もう個人の所有権があるきよ。
議	長	私はそこでよね、財務省とも話をしたけんど、結局堤防の私有地、下の端が田んぼに面しちよらあね、そこな私有地へよ、上から土が落ちてくる、何とかせえと言うていうけんど取り合わんがよ。それが、私が自分で法務局へ行って取るけんど、堤防には地番がないが。白地。
委員（８番）		前、うちの部落の公民館が建っちゅうところも、地番が無い。談議所か何かの土地になっちゅう。そういうところも平地のところはある。竹藪は昔あったところはね、そういうところで残っちゅうところはあります。
議	長	昔はほら、竹をうんと使いよったやんか。いろんな野菜作ったり、ハウスの中で使う、ほんで比較的きれいに竹を取るところはきれいに草刈ったりしてからみんなあ竹取りよったわえ、めんめに、最近はもう全然ないき、ほら竹取ったりすることが。
事務局		これはほら逆にここ川が流れゆう。
議	長	そうよ。
事務局		ほんでここへ牛を下ろしてくるところをね、作っちゅうが。それいっぱいある。
議	長	それはわかるけんど、これが民地になっちゅうっていうのが私が腑に落ちんというがよね。
委員（８番）		大体のところはずっとなってますよ。そりゃあ、原の委員長のところがちよっとな、うちの部落でその公民館がなっちゅうところの一部が地番がない竹藪やったですので公民館が建てた、公民館が建てた言うて言っていましたけど。
議	長	ほんなら話が変わるけんど、ほんならそこな私が接しちゅう農地とよねこの堤防とよね私が堤防を勝手にいろんなことをしてもかまんということか、私有地と判断してもかまんということか。
事務局		それはいかん。

委員（８番） それは地番もあってちゃんと所有権も法務局に載っちゅうき。

議 長 それはおかしいって言いゆうやお。昔そういうことになっちゅうき
私らあそれ知らんき、全然知らんき、そのまんま白地なのよ。

委員（８番） いや、ほんで原の委員長のその竹藪があるところは昔その財務省とか、何か
何とか省が持っちゃったところやないです。

議 長 それやったら財務省が何とかせなあいかん。自分の敷地やきね。

委員（８番） 物部川の堤防、漁業の下川、工事しゅうけんど、あの川の樋門やった時に、
あのう内務省のところが一部あって僕らが田役の時に土を捨てよったわ。

議 長 あそこにね。

委員（８番） けんど、それが出来んなって、ここ内務省か何か登記があるから。

議 長 物部川の堤防やったらわかるろう。

委員（８番） 堤防のこっちの田んぼ側やけんど。

議 長 俺んくも堤防やき。けんど、それをほら、財務省が持っちゃったら、持っち
ゅうでよ、私が財務省によね、おまん、こら管理せなあいかんやないかやと言
うたらよね、私じゃないと貰かすきよ、ほんでよ。今も財務省おらんかったけ
んど。

事 務 局 機能管理は使用者っていうのが原則ながですよ。今やりゆうあれで言うた
ら。ただ俺んくの物じゃいうふうにはせられんがですよ。

議 長 ここは俺んくの物になっちゅうがやなあ。結局こういうふうになっちゅうっ
ていうこと。

事 務 局 この地番が付いちゅうやつ。

委員（８番） 切り図がちゃんとね、載って、地番も付いてちゃんと所有者がずっとずーと
おりますのでね。

事 務 局 ほんでこれ牛を下す時に階段が無かったら下ろして行けんき、ほんでこれ作
っちゅうがですよ。これは許可貰って地番しちゅうはずながですよ、昔。

委員（８番） この橋を売る時に許可貰ってやっちゅう。

議 長 はい、わかりました。
他に何かご質問はありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようでしたら議案第３号の非農地証明願いについて採決に入りたい
と思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長	はい、それでは、議案第3号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。
	————全 員 挙 手————
議 長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。
事 務 局	報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告についてです。 報告案件は3件となっていますのでよろしくお願いいたします。 1番、申請地は土佐山田町岩次と京田の農地5筆で合計面積3,494㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 2番、申請地は土佐山田町杉田の農地3筆で合計面積1,988㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。 3番、申請地は土佐山田町山田の農地1筆で面積3,761㎡、貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。
議 長	はい、議案第4号の農地法第18条第6項の解約通知報告の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思いますが、関係をする岡田君がおいでますけれども解約ですので退席は求めませんのでよろしくお願いいたします。何かご質問ありませんかね。
	————質 疑 な し————
議 長	格段無いようですので、この件につきましては報告になっておりますので、報告案件とさせていただきます。 続きまして議案第5号農地法第4条の規定による届出についての報告をお願いします。
事 務 局	報告第5号 農地法第4条届出報告についてです。 報告案件は1件となっていますのでよろしくお願いいたします。 1番、申請地は土佐山田町秦山町1丁目15番、地目は畑、面積は644㎡、外6筆、計7筆で合計面積、2,294㎡、申請人は議案書のとおり、転用目的は宅地分譲、資料は18で調査員は事務局高月です。以上です。
議 長	議案第5号のですね、農地法第4条の規定による届出の報告につきましてですが、説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。
	————質 疑 な し————
議 長	格段無いようでしたら報告案件ですので報告のみとさせていただきます。 それでは続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問案件ですが、説明をお願いします。
事 務 局	議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。 まずは、農業公社による中間管理事業になります。 1番、土佐山田町楠目の農地2筆、合計5,887㎡を[]の[]さんと[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]の[]さんと

が借り受け、水稻を栽培します。資料は19です。

2番、香北町下野尻の農地、1,393㎡をのさんから高知県農業公社が借り受けます。この後、のさんが借り受け、施設野菜を栽培します。資料は20です。続いて、通常の貸借権になります。

3番、土佐山田町佐野の農地、2,872㎡をのさんが借り受け、生姜を栽培します。資料は21です。

4番、土佐山田町新改の農地、1,529㎡をのさんが借り受け、青ネギを栽培します。資料は22です。

5番、土佐山田町岩積の農地2筆、合計3,045㎡をのさんが借り受け、ニラを栽培します。資料は23です。

6番、土佐山田町戸板島の農地2筆、合計1,214㎡をのさんが借り受け、野菜を栽培します。資料は24です。

7番、土佐山田町戸板島の農地、5,738㎡を6番と同じのさんが借り受け、生姜を栽培します。資料25です。

8番、土佐山田町戸板島の農地5筆、合計9,324㎡を6番、7番と同じのさんが借り受け、野菜を栽培します。資料は26です。

9番、土佐山田町戸板島の農地、1,196㎡を6番、7番、8番と同じのさんが借り受け、野菜を栽培します。資料は27です。

10番、土佐山田町京田の農地5筆、合計10,345㎡を6番、7番、8番、9番と同じのさんが借り受け、生姜、野菜を栽培します。資料は28です。

11番、土佐山田町山田の農地、3,967㎡を6番、7番、8番、9番、10番と同じのさんが借り受け、生姜を栽培します。資料は29です。

12番、土佐山田町山田の農地2筆、7,269㎡を6番、7番、8番、9番、10番、11番と同じのさんが借り受け、生姜、野菜を栽培します。資料は30です。

13番、土佐山田町山田の農地、1,672㎡をのさんが借り受け、生姜を栽培します。資料は31です。

14番、土佐山田町山田の農地、2,242㎡をのさんが借り受け、オクラ、春菊を栽培します。資料は32です。

15番、土佐山田町山田の農地、1,004㎡をのさんが借り受け、ニラを栽培します。資料は33です。

16番、土佐山田町中野の農地、1,355㎡をのさんが借り受け、水稻、野菜を栽培します。資料は34です。

17番、土佐山田町岩次の農地、649㎡をのさんが借り受け、水稻を栽培します。資料は35です。

18番、土佐山田町の農地6筆、合計3,749.4㎡をのさんが借り受け、やっこねぎを栽培します。資料は36です。

19番、香北町白石の農地4筆、合計2,060㎡をのさんが借り受け、柚子を栽培します。資料は37です。

20番、香北町白川の農地、1,208㎡をのさんが借り受け、生姜を栽培します。資料は38です。以上です。

議

長

すいません、議案第6号の香美市農用地利用集積計画についての諮問が説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

あのう、余談ですけど18番についての、借る金額が93,348円と10a当たりちょっと高いんですけど、これハウス越し借りると思いますのでこういう金額が出ちゃうと思います。あのう、のさんもやっこねぎを作ってたけど、体調不良で、奥さんも体調不良でもうよう作らんというふうなこともあってですね、ちょうどまあ、の君というまだ若い人ですけどこの人が借りてくれるということになってですね、今回出てきちゃうというふうに思いますのでご理

解いただきたいと思います。スムーズに上手いこと引き継ぎができたかなあというふうに思ってます。そんなに草も生えてない状況の中で、もうけど、ずいぶん前から体調不良でもう耕作をしてませんでしたけども、こういう状態になって本人は何かトラクターも何にも売ったとか何とかいう話は、本人からは聞いてませんけどもそういう話は聞いてます。息子さんが農業を引き継いでませんのでこういう結果になったということです。

質問無いですかね。

———質 疑 な し———

議 長 格段無ければですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異 議 な し———

議 長 それでは議案第6号の香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、賛成の方の挙手をお願いをしたいと思います。

———全 員 挙 手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
その他の件について事務局から。

事 務 局 事務局の方から封筒の中に入れてる分ですが、何か補充が足りないということでA4の2枚の分で入れられてもらってます。それと農業委員さん今現在農業委員さんの方については農業委員の公募、公募申込書、推進委員さんの方はここところが最適化推進委員の応募申込書ということになってます。それで提出してもらう分には応募申込書と同意書、香美市以外の方の場合は誓約書を提出してもらおうということになっています。それで募集期間は12月20日から来年の1月17日までになってますので提出の方をよろしくお願いします。

議 長 この件については先般の回覧で一緒に回ったか、広報で回ったか、知りませんが、農業委員会便りの中に案内文書が載っていますので、見られた方もおろうとは思いますが、今度正式に農業委員、推進委員を立候補されましたらこの書類がどうしても必要ですのでご提出をいただきたいと思います。なお、部落でやっぱり暮れに会をしたり、新年早々初寄りがあつたりした時にですね、変わるところもあろうかと思しますので、今の委員さんが代われるところは、十分説明をしていただいて新しい人に引き継いでいただきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

他に何かありませんか。

事 務 局 すいません、11月の28、29と全国農業者委員会会長代表者会大会っていうのがあるがですよ、ちょっと会長が出席するようになってましたけれども、ちょっと急遽私の方が代行で行くってことになりまして行っております。1番食料・農業・農村基本法っていうのが25年ぶりに改正されたということで、この中で農業委員の必携のやつの中にも書いてありましたけれども、その1番その農家が求めちゃった適正価格での取引が出来るような形にしてほしいというその法律が先送りされていうことが入っておったんですが、この前聞きに行った時にいよいよそれを本腰を入れてやるというような方向には進んでいっております。他委員の方との話をしましたけど、感触としてはですね、おそらくそのスーパーマーケットらあで、例えばキュウリを3本で200円で売りよつたら、それが例えば500円になるとかそういうことじゃなくて、おそらくその今やりゆう電気代みたいな補助を出してっていう形を政府は考えゆうが

やないろうかなという感触はありました。それに関する予算をあのう、計上するようにしているということで国会議員の方からの説明がありましたので、行方を見守っていきたいと思います。なかなかどこも耕作放棄地から後継者がおらんということでもどこも、全国来てましたけど、どこもそういう課題がたくさんありましてなかなか解決へは向こうていかんということもあります。このことについてもまた農林水産省また農林水産大臣、外政治家の方にもですね、このことについて考えていただきたいということで話をしております。具体的な進展があるように私らあも要請をしていかなあいかんがですけど、また来年の6月には会がありますのでまたご要望等がありましたらまた農業委員会の方へも言っていただければよろしいかと思います。以上、報告です。

議

長

はい、有難うございました。それでは今日の定例会としてはですね、与えられた議題は以上ですが、少し休憩をしてですね、農地利用最適化推進委員意見交換会を開催をしたいと思いますが、すいません、また少し休憩をして再開をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会 (15時50分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原、心一



署名 人

西岡 久



署名 人

五百蔵 純太

